資料３－１

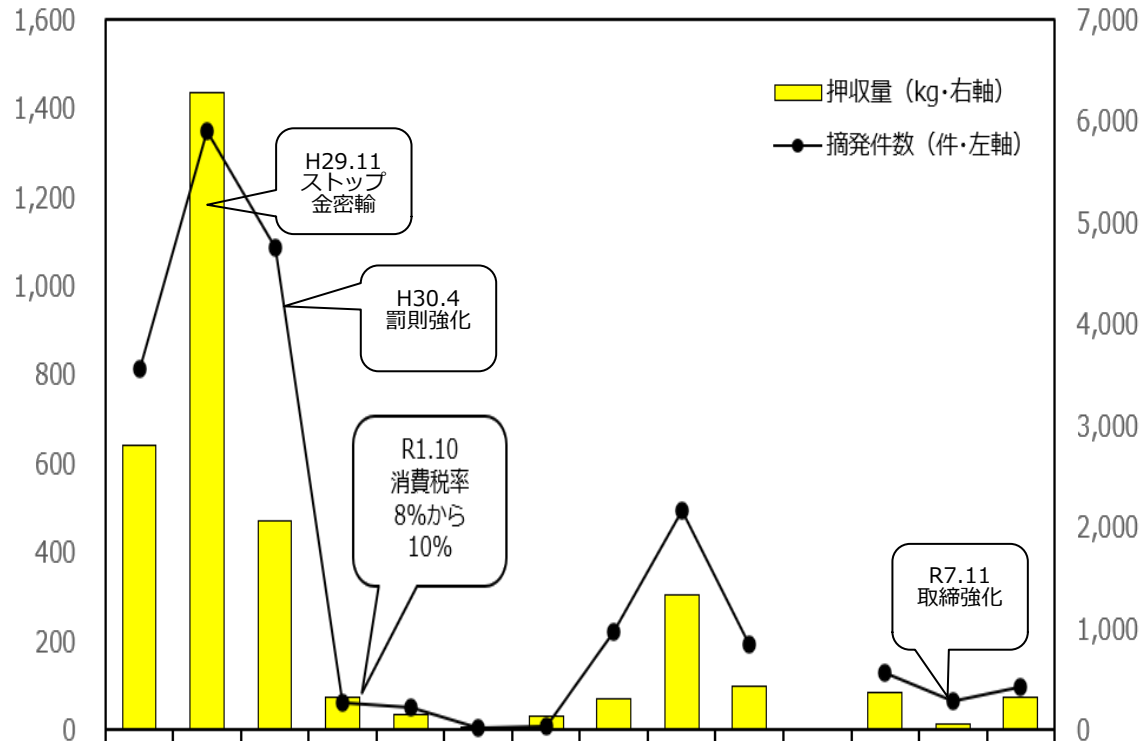
輸出貨物に関する調査権限の明確化

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

金密輸の現状について

- 金密輸対策強化により摘発が継続しているが、令和７年における金の摘発件数は192件（前年比61%減）、押収量は約425kg（同68%減）と、**<u>足元では比較的低い水準で推移</u>**。
- 輸出額はこの数年で急速に拡大しており、令和７年では過去最大の水準。**<u>一方、輸入量や国内生産量（新産金）には大きな変動がない</u>**。

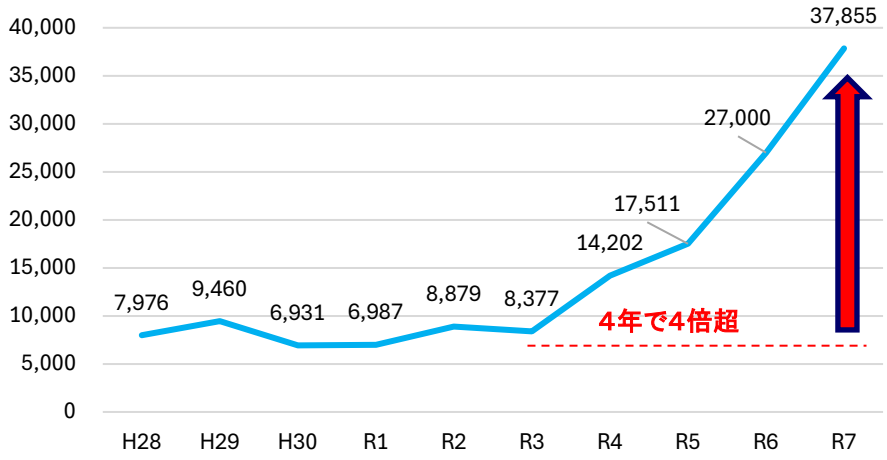
（単位：件）　＜摘発件数と押収量の推移＞　（単位：kg）



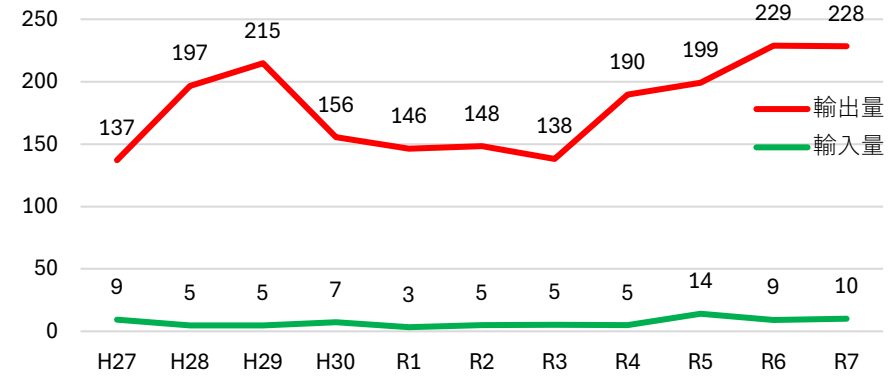
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		R7 (1-6)	R7 (7-12)	R8 (1-6)
押収量	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135	302	1,334	425		373	52	316
摘発件数	811	1,347	1,086	61	51	5	9	219	494	192		129	63	95

※令和７年、８年は速報値

（単位：億円）　＜金輸出額の推移＞



（単位：トン）　＜金の輸出入量の推移＞



（出典）財務省貿易統計

金密輸に対する総合的な対策

金密輸を巡る深刻な状況を踏まえ、臨時税関長会議（令和7年11月）において、**片山財務大臣から税関長に対して取締り強化を指示**。これを受け、関税局・税関において以下の**総合的な対策を実施中**。



①水際対策の強化

- 輸入時の検査の徹底 …… ◘ 情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用。
- 輸出時の審査・検査の強化 … ◘ 流通経路の明確化を通じて、「密輸入された金」が含まれていないことを確認。

②制度面の対応

- 「没収」の実施 …… ◘ 金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施(現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象)。
- 「罰金」の算定基準の変更 …… ◘ 金価格が高騰している状況を踏まえ、罰金相当額の算定基準を犯則時価格から時価相当に変更。

③関係機関との連携強化

- 内外関係機関との連携強化 … ◘ 国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進。
 ◘ 海外当局やWCO(世界税関機構)といった国際機関とも連携し、対応。

等身大人形を利用した金密輸入事案（令和8年1月摘発）

- 本年1月、東京税関は、等身大人形の内部骨組みの中に隠匿された**金約242kg、53億円相当を摘発**。
- 本事案では、隠匿手口の巧妙さに加え、関係先の調査により、密輸入された金を加工・成型するための器具等も見つかっており、**国内取引まで含めた極めて組織化された密輸スキーム**が明らかとなってきている。
- 本年6月、警視庁は、金を密輸し消費税等を免れようとしたことにつき、関税法、消費税法等違反の疑いで、会社役員等男女6名(中国籍5名・日本籍1名)を逮捕。7月、東京税関は、**同6名を東京地検へ告発**。



摘発された金等



加工・成形器具



内部骨組みと金

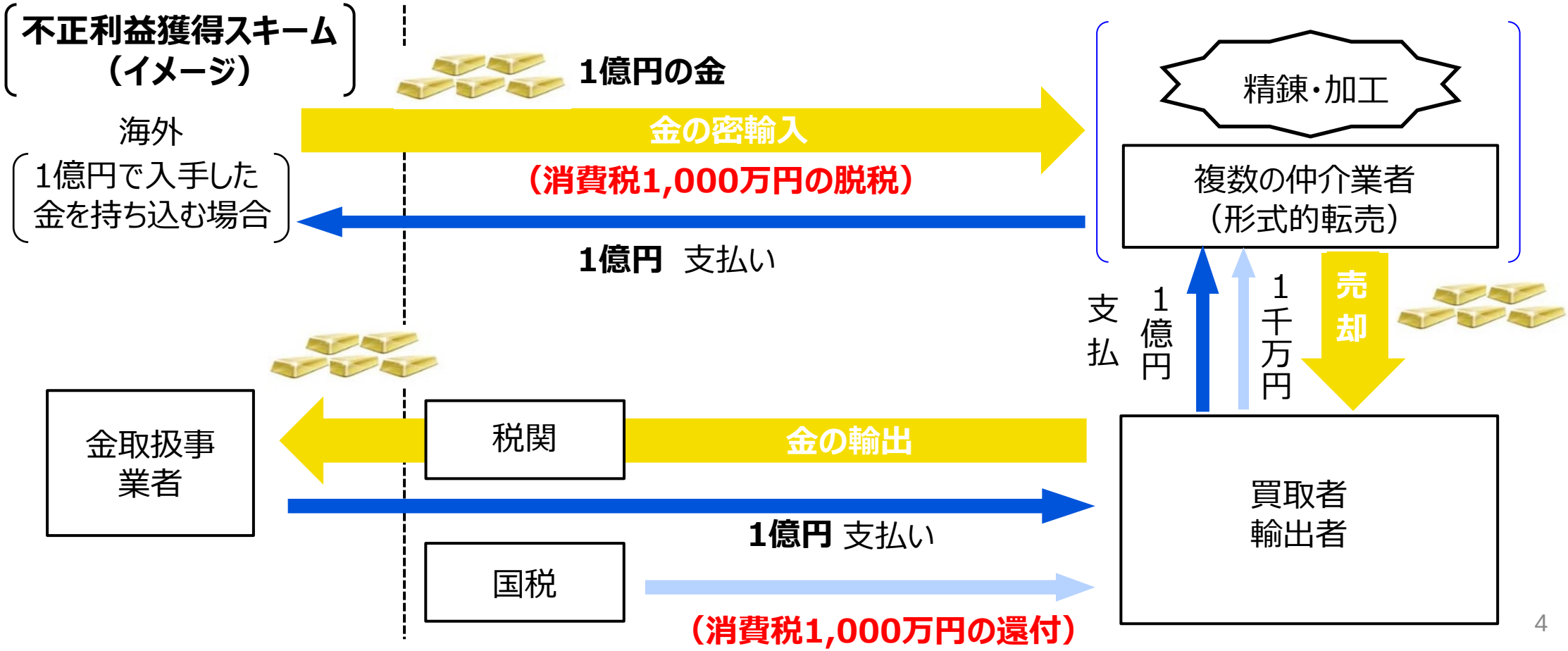


加工された金

輸出時の審査・検査の強化

背　景

- 金を密輸入することにより、**本来輸入時に支払うべき消費税を免れた上で**、密輸入した金を溶解して形を変え、転売を繰り返すことで流通経路の追跡を困難にし、最終的に**輸出することで消費税の還付を受ける、いわば国庫金の詐取**と言える組織的な密輸スキームも確認。
- 不正な利益の獲得を阻止し、貴重な税収の逸失を防ぐ観点から、税関では、輸入時における取締りの徹底に加え、輸出される金について、**取引先や仕入先（輸出貨物の入手経路等）に関する資料の提出を求め**、流通経路を明らかにすることで、輸入の許可を受けていない貨物（密輸入された金）が含まれていないことを確認。



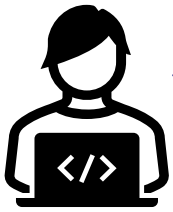
輸出貨物に関する調査権限の明確化

現状の課題

- **輸出される金**について、税関が輸出者に対して入手経路等に関する資料の提出を求めた場合であっても、その求めに係る**法的根拠が必ずしも明確ではない**との主張がなされ、**輸出者やその取引先又は仕入先から十分な協力が得られない事例が見受けられる。**
- この場合、**流通経路を明らかにすることが困難であり、金の輸出時の審査・検査に支障。**

⇒ 税関における**金の輸出時の審査・検査の実効性を確保**する必要。

［輸出者の主張］



従来、輸出申告では、**輸出取引に係る契約書や仕入書、包装明細書等**が求められてきた。直接の契約関係のない第三者に対し、**国内での仕入れに係る取引書類**の提出を促すことは困難。税関がそうした書類の提出を求めることができる法的根拠が明確ではない。

改正の方向性

- **輸出貨物の入手経路等**（輸出者が把握し得る２次取引以降の入手経路等を含む。）を**輸出申告書の法定記載事項として追加。**
- 税関長は、輸出者に対し、**輸出貨物等が輸入の許可を受けて輸入されたものであることを証明する資料等**（輸入の許可書や輸出者が入手し得る輸出貨物の入手経路等の資料）**の提出を求めることができる**とした上で、この資料等の内容が十分でないと認める場合には、**輸出を許可しない**ことを明確化。

⇒ これらの改正により、**輸出者においても、取引先又は仕入先に対して情報を求めやすくなる**効果が期待。

参照条文

○関税法（昭和29年法律第61号）

（趣旨）

第一条　この法律は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条　貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条　税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

（税関職員の権限）

第百五条　税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一　外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を提示させ、若しくは提出させること。

二～六　（省略）

２～５　（省略）

○関税法施行令（昭和29年政令第150号）

（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）

第六十一条　法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

2～10　（省略）